

# 議案第73号

## 職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万1,700円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400	

9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000

43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
46	215,000	288,800	370,500	419,200	512,300
47	217,000	290,100	372,900	420,800	513,900
48	219,000	291,400	375,500	422,400	515,500
49	220,800	292,800	377,900	423,800	517,200
50	222,900	295,400	379,000	425,300	518,700
51	225,000	297,900	380,100	426,800	520,200
52	227,100	300,500	381,200	428,300	521,700
53	229,000	302,900	382,100	429,800	523,000
54	231,100	305,300	383,900	431,200	524,200
55	233,200	307,600	385,500	432,600	525,400
56	235,300	309,800	387,300	434,000	526,600
57	237,300	312,100	388,200	435,200	527,800
58	238,900	314,300	388,900	436,600	528,800
59	240,500	316,600	389,700	438,000	529,800
60	242,100	318,800	390,500	439,400	530,800
61	243,600	321,000	391,300	440,600	531,900
62	245,100	323,200	392,100	441,600	532,800
63	246,600	325,400	392,800	442,600	533,700
64	248,100	327,400	393,500	443,600	534,600
65	249,700	329,500	394,200	444,500	535,600
66	251,200	331,900	395,000	445,400	
67	252,700	334,000	395,700	446,300	
68	254,200	334,600	396,400	447,200	
69	255,700	335,000	397,100	447,900	
70	257,200	335,600	397,900	448,800	
71	258,700	336,200	398,600	449,700	
72	260,200	336,800	399,300	450,600	
73	261,600	337,200	400,000	451,300	
74	263,000	337,700	400,700	452,200	
75	264,400	338,200	401,400	453,100	
76	265,800	338,700	402,100	454,000	

77	267,000	339,300	402,800	454,700
78	268,300	339,800	403,400	455,600
79	269,600	340,300	404,100	456,500
80	270,900	340,800	404,800	457,400
81	272,300	341,400	405,500	458,100
82	273,600	341,900	406,100	
83	274,900	342,400	406,800	
84	276,200	342,900	407,500	
85	277,400	343,500	408,200	
86	278,700	344,000	408,800	
87	280,000	344,500	409,500	
88	281,300	345,000	410,200	
89	282,400	345,600	410,900	
90	283,600	346,100	411,500	
91	284,800	346,600	412,200	
92	286,000	347,100	412,900	
93	287,100	347,700	413,600	
94	288,100	348,200	414,200	
95	289,100	348,700	414,600	
96	290,100	349,200	414,900	
97	290,900	349,800	415,300	
98	291,800	350,300	415,600	
99	292,700	350,800	416,000	
100	293,600	351,300	416,300	
101	294,500	351,900	416,600	
102	295,200	352,200		
103	295,900	352,400		
104	296,600	352,700		
105	297,400	352,900		
106	297,900	353,200		
107	298,400	353,400		
108	298,900	353,700		
109	299,400	354,000		
110	299,800	354,300		

111	300,200	354,500
112	300,600	354,800
113	301,000	355,000
114	301,400	355,300
115	301,800	355,500
116	302,200	355,800
117	302,600	356,100
118	303,000	356,400
119	303,400	356,600
120	303,800	356,900
121	304,100	357,100
122	304,300	
123	304,500	
124	304,700	
125	304,900	
126	305,100	
127	305,300	
128	305,500	
129	305,600	
130	305,800	
131	306,000	
132	306,200	
133	306,400	
134	306,600	
135	306,800	
136	307,000	
137	307,100	
138	307,300	
139	307,500	
140	307,700	
141	307,900	
142	308,100	
143	308,300	
144	308,500	

	145	308,600				
	146	308,800				
	147	309,000				
	148	309,200				
	149	309,400				
	150	309,600				
	151	309,800				
	152	310,000				
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考

1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

（1） 職務の級が2級又は3級である者 1,000分の965

（2） 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の936

別表第10を次のように改める。

別表第10 研究職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
1 級	研究員又は学芸員の職務
2 級	試験場の室長補佐の職務
3 級	試験場の室長の職務
4 級	試験場の場長の職務
5 級	困難な業務を行う試験場の場長の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(研究職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の研究職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において改正後の研究職給料表の適用を受けることとなる職員で、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げるものであり、かつ、切替日におけるその職務が旧級に応じ同表の切替日における職務の欄に掲げる職務であるものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、それぞれ同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替え)



3 前項の規定により新級を決定される職員の切替日における号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 旧級が2級又は3級であった職員 切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及び附則別表第2の職員の区分欄に掲げる職員の区分に応じ同表に定める号給

(2) 旧級が1級、4級又は5級であった職員 旧号給

4 前項の規定によっては均衡を失することとなるとして人事委員会の定める職員の切替日における号給は、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）

5 前3項の規定の適用を受ける職員（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額（以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1) 新級が旧級と同じ又は旧級より上位の職務の級となる職員 旧給料月額から新給料月額を差し引いた額

(2) 新級が旧級より下位の職務の級となる職員 旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分

に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

6 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けていた職員が異動により同表以外の給料表の適用を受ける職員となった後に再び研究職給料表の適用を受ける職員となった場合には、前項の規定は適用しない。

（人事委員会への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第1（附則第2項関係）

切替日における職務	旧 級	新 級
研究員又は学芸員の職務	1級又は2級	1級
試験場の室長補佐の職務	2級又は3級	2級
試験場の室長の職務	3級	3級
試験場の場長の職務	4級	4級
困難な業務を行う試験場の場長の職務	5級	5級

附則別表第2（附則第3項関係）

旧号給	職 員 の 区 分			
	旧級が2級であった職員であって、新級が1級となるもの	旧級が2級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が3級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が3級であった職員であって、新級が3級となるもの
20	44	22		
21	45	23		

22	46	24		
23	47	25		
24	48	26		
25	49	27		
26	50	27		
27	51	28		
28	52	28		
29	53	29		
30	54	29		
31	55	30		
32	56	30		
33	57	31		
34	58	32	68	37
35	59	33	70	38
36	60	34	73	39
37	61	35	74	40
38	62	35	75	41
39	63	36	76	42
40	64	36	77	43
41	65	37	78	44

42	66	37	79	45
43	67	38	80	46
44	68	38	81	47
45	69	39	82	48
46	70	39	83	49
47	71	40	84	50
48	72	40	85	51
49	73	41	86	52
50	74	41	87	53
51	75	42	88	54
52	76	42	89	55
53	77	43	90	56
54	78	43	91	57
55	79	44	92	58
56	80	44	93	59
57	81	45	94	60
58	82	45	95	61
59	83	48	96	62
60	84	49	97	63
61	85	50	98	64

62	86	51	99	65
63	87	52	100	66
64	88	53	101	67
65	89	54	102	68
66	90	55	103	69
67	91	56	104	70
68	92	57	105	71
69	93	58	106	72
70	94	59	107	73
71	95	60	108	74
72	96	61	109	75
73	97	62	110	76
74	98	63	111	77
75	99	64	112	78
76	100	65	113	79
77	101	66	114	80
78	102	67	115	81
79	103	68	116	82
80	104	69	117	83
81	105	70	118	84

82	106	71	119	85
83	107	72	120	86
84	108	73	121	87
85	109	74	121	88
86	110	75	121	89
87	111	76	121	90
88	112	77	121	91
89	113	78	121	92
90	114	79	121	93
91	115	80	121	94
92	116	81	121	95
93	117	82	121	96
94	118	83	121	97
95	119	84	121	98
96	120	85	121	99
97	121	86	121	100
98	122	87	121	101
99	123	88	121	101
100	124	89	121	101
101	125	90	121	101

102	126	91		
103	127	92		
104	128	93		
105	129	94		
106	130	95		
107	131	96		
108	132	97		
109	133	98		
110	134	99		
111	135	100		
112	136	101		
113	137	102		
114	138	103		
115	139	104		
116	140	105		
117	141	106		
118	142	107		
119	143	108		
120	144	109		
121	人事委員会規則で定める号給	人事委員会規則で定める号給		

附則別表第3（附則第5項関係）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	100分の100
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の75
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の50
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の25